



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第258号 令和2年11月6日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
679	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
680	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
681	地域森林計画を変更したい件	スマート林業課
682	同	同
683	特定第2号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
684	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
685	同	同
686	同	同
687	保安林の指定施業要件を変更する予定にした件	同
688	都市計画事業を認可した件	都市計画課
689	都市計画事業の変更を認可した件	同

徳島県告示第六百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
有限会社サンキ	鳴門市撫養町黒崎字八幡九 八一	鳴門調剤薬局	鳴門市撫養町黒崎字八幡九 八一	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和二年十一 月一日

徳島県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

家電住まいる館YAMADA徳島本店

徳島市中吉野町四丁目二番地二ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和二年徳島県告示第四百三十八号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつ

た件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

自動車の駐車のために供する部分について駐車場法等の基準によること。

2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物については、燃やせるごみ、資源ごみに分別し、ごみの減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めてください。

古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、コピー用紙等）はリサイクルするために古紙問屋に搬入してください。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに一般廃棄物の適正な処理については、徳島市の施策に協力してください。

3 騒音の発生に係る事項

駐車場の使用形態が変わるため、駐車場内の自動車走行音の低減等、騒音対策に努めるとともに、周辺住民との間に騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

4 廃棄物に係る事項

店舗内から発生する廃棄物については、産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別してください。

分別された廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理してください。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年十一月六日から令和二年十二月六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 森林計画区の名称

吉野川森林計画区（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡及び三好郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部スマート林業課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局

三 縦覧期間

令和二年十一月六日から

令和二年十二月四日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 森林計画区の名称

那賀・海部川森林計画区（阿南市、那賀郡及び海部郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部スマート林業課及び徳島県南部総合県民局

三 縦覧期間

令和二年十一月六日から

令和二年十二月四日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第六百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
椿泊加入区	椿泊漁業協同組合の地区	主としてはえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
同	同	釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）
同	同	小型定置漁業
伊島加入区	伊島漁業協同組合の地区	小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

徳島県告示第六百八十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町木頭折宇字棚谷八一の四、八一の九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字棚谷八一の四・八一の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百八十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町請ノ谷字桑木谷一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第六百八十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字湯下三〇、三一、三九の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字湯下三〇・三一・三九の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百八十七号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十一月六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
海部郡海陽町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

海陽町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 八万都市下水道

三 事業施行期間

令和二年十一月六日から

令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

徳島市山城西四丁目の地内

2 使用の部分

なし

徳島県告示第六百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 徳島市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十三年十二月十三日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし